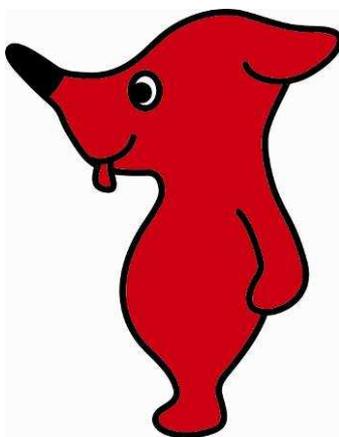


# 設計等の業務に関する報告書 の作成及び報告の手引き

令和3年1月改定

千葉県 県土整備部 都市整備局 建築指導課



チーバくん

# 目 次

VER. 6. 0  
令和3年1月1日改訂

設計等の業務に関する報告制度の概要	2
1 設計等の業務に関する報告制度の根拠	3
2 報告義務違反に対する罰則等	3
3 設計等の業務に関する報告制度の趣旨	4
4 設計等の業務に関する報告の提出期限	4
5 設計等の業務に関する報告書の様式	5
6 各様式の記載方法	6
(1) 報告書 第一面	6
(2) 報告書 第二面〔建築士事務所の業務の実績〕	8
(3) 報告書 第三面〔所属建築士名簿〕	13
(4) 報告書 第四面〔所属建築士の業務の実績〕	15
(5) 報告書 第五面〔管理建築士による意見の概要〕	17
7 報告書の提出方法	18
(1) 報告書の提出先	18
(2) 報告書の提出方法	18
提出先一覧	19
報告書様式	20

# 設計等の業務に関する報告制度について

千葉県 県土整備部 都市整備局 建築指導課

耐震偽装事件を受けた建築士法改正の中で、建築士事務所の情報開示の一環として、建築士事務所の開設者の設計等の業務に関する報告書の提出義務及びその報告書を知事が閲覧に供する義務が定められました。

## いつから？

改正建築士法が施行された平成19年6月20日以降、新たに始まった事業年度分について、その事業年度が終了して三ヶ月以内に業務報告書を毎年提出していただく必要があります。

## どのように提出？

所定の様式に記入していただき、原則、公益社団法人千葉県建築士事務所協会を経由して千葉県建築指導課へ提出していただきます。提出方法は、持参又は郵送とし、部数は1部です。控えが必要な方は2部提出していただければ、受付印を押印してお返しします。なお、千葉県建築指導課及び建築士事務所の所在地を所管する県の出先土木事務所（建築担当課）も従来どおり窓口となっています。

## 報告書の内容は？

報告事項は、次の4項目です。

- ① 当該事業年度における事務所の業務の実績
- ② 所属建築士の氏名等
- ③ 建築士ごとの業務の実績
- ④ 管理建築士の意見の概要

## 様式の入手方法は？

報告書様式は、国土交通省令で定められていますが、記入・提出用は、千葉県建築指導課のホームページからダウンロードが可能です。

アドレス：

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/kenchikushi-j/jissekihoukoku.html>

※ 改正建築士法により「報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者」には、30万円以下の罰金が科せられることになりました。また行政処分としての懲戒等の対象になります。

設計等の業務に関する報告書の様式、記入すべき内容、記入方法、提出方法などの詳細は、次ページ以降で説明します。

## 1 設計等の業務に関する報告制度の根拠

建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号：平成18年6月20日公布、平成19年6月20日施行）で改正された建築士法第23条の6により、設計等の業務に関する報告書を知事に提出することが義務化されました。

また、同法第23条の9により知事は提出された設計等の業務に関する報告書を一般の閲覧に供しなければならなくなりました。

### (1) 設計等の業務に関する報告書の提出の義務化

#### 建築士法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項  
〔・ 所属建築士の種別、登録番号及び管理建築士はその旨  
・ 管理建築士による意見の概要（法第24条第2項）〕

※平成20年11月28日の法改正施行後は次の事項も報告書の記載事項になりました。

- ・ 所属建築士の定期講習の受講履歴
- ・ 所属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨、その者の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付番号及び定期講習の受講履歴

### (2) 閲覧の義務化

#### 建築士法第23条の9（登録簿等の閲覧）

都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿
- 二 第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 （略）

## 2 報告義務違反に対する罰則等

報告義務違反に対して、改正建築士法で新たな罰則が定められました。また、行政処分も受けることになりました。

### (1) 刑事罰

#### 建築士法第36条（建築士法上の罰則等）

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 事務所登録事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

二 第23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者

三～九（略）

## (2) 行政処分

刑事罰とは別に、建築士法で定める建築士の懲戒、建築士事務所に対する監督処分の対象となる。（戒告、業務停止、免許又は登録の取消など）

## 3 設計等の業務に関する報告制度の趣旨

設計等の業務に関する報告制度は、「建築主にとって建築士事務所を選択するための十分な情報開示がなされていない」との反省から、消費者ニーズに応じていくために創設されたものです。

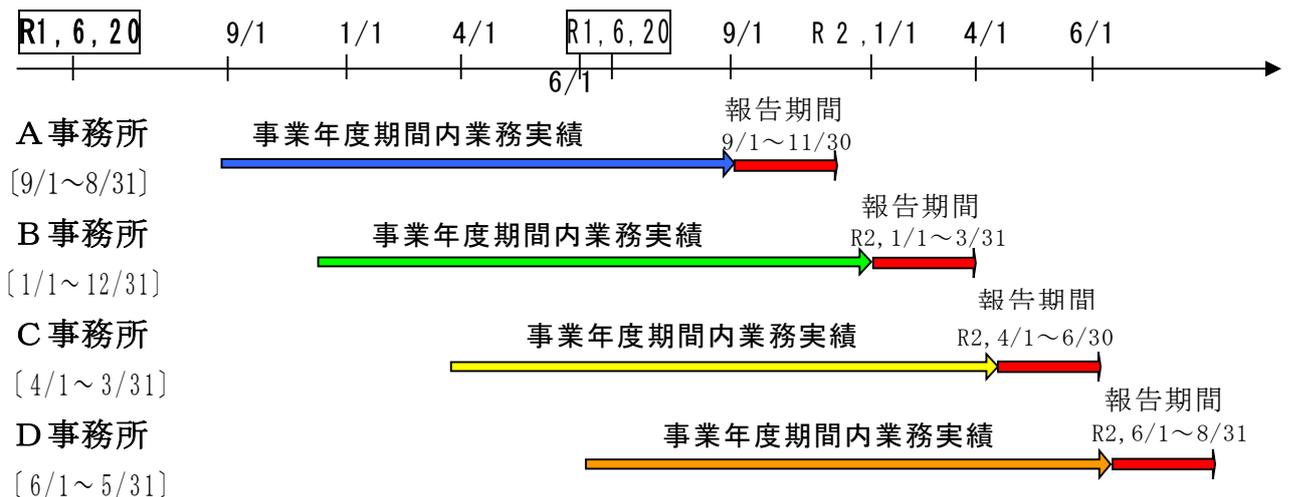
すなわち、年次業務報告は、当該建築士事務所が、どのような業務実績があるかを建築主や消費者(クライアント)に情報開示することを目的にしています。

このため、業務実績を記載することが、「建築士事務所のPRになる」という認識で、「新築の設計はこの規模程度に実績有り」、「増築・改修の設計ではこの規模程度に実績有り」、「耐震補強設計ではこの規模程度に実績有り」とわかるように設計・工事監理などの実績を記載することとなります。

## 4 設計等の業務に関する報告の提出期限

設計等の業務に関する報告制度は、改正建築士法が施行された平成19年6月20日以降に、新たに始まる事業年度の業務実績について、その事業年度終了後三月以内に知事に提出することとなります。

具体的には、次のとおりです。



## 5 設計等の業務に関する報告書の様式

### (1) 様式の入手方法

#### ① ホームページからのダウンロード

○千葉県 県土整備部 建築指導課 ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/kenchikushi-j/jissekihoukou.u.html>

② **ダウンロードが不可能な場合**

公益社団法人千葉県建築士事務所協会、県庁建築指導課、建築士事務所の所在地を所管する土木事務所で配布します。(P19.「提出先一覧」参照)

(2) **報告書の様式**

様式は、「pdf」形式と「ワード」形式を用意していますので、どちらかを使用してください。報告書の様式は巻末に付けてありますので参考にしてください。

## 6 各様式の記載方法

### (1) 報告書：第一面

#### ①「報告日」欄

- 報告日については報告書を持参する場合は提出日を、郵送する場合は郵送する日を記入してください。
- 報告は事業年度終了後3ヶ月以内にする必要がありますので、遅れないように提出してください。

#### ②「報告者」欄

##### ア 事務所登録番号

- （ ）の中に「一級、二級、木造」の別を記入してください。
- 事務所登録番号は、報告時点で有効な登録番号を記載します。  
〔例：第1-1003-1234号〕

##### イ 事務所名称

- 登録済みの事務所名称を記載します。

##### ウ 所在地、電話番号

- 建築士事務所の住所、電話番号を記載します。  
※登録申請者の住所・所在地ではありません。

##### エ 報告者（建築士事務所の開設者の氏名又は名称）

- 個人設立の事務所にあつては開設者氏名を記載します。
- 法人設立の事務所にあつては、開設法人の名称と代表者氏名を記載してください。

#### ③「報告事業年度及び始期、終期」欄

##### ア 報告事業年度は、報告に係る事業年度をいい、事業年度開始月の属する年号年をもって表示します。

- 〔例：事業年度が、R1年10月1日～R2年9月30日の場合、  
「令和1年度分」と表記します。〕

##### イ 始期とは、事業年度の始期、終期とは事業年度の終期をいいます。

- 〔上記の例では、「R1年10月1日」を始期、R2年9月30日を終期として記入することになります。〕

- ・事業年度の始期、終期は法人の場合は定款で定められています。
- ・個人の場合は自分で定めることができますが、毎年同じ時期になるようにしてください。（例：確定申告と同一 1月1日～12月31日）

※「報告事業年度及び始期、終期」欄は、法令書式にはありませんが、報告書の年度ごとの区分及び報告時期をわかりやすくするために設けましたので、記入して下さるようお願いいたします。

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

千葉県知事殿

報告の日（提出日又は報告郵送日）です。

年 月 日

（ ）建築士事務所 千葉県知事登録第 - - 号

事務所名称

所在地

電話（ ）

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告に係る事業年度を記入します。  
事業年度の開始月の属する年号とします。

報告事業年度	年度分
始 期	年 月 日 ~
終 期	年 月 日

事業者ごとに定められている事業年度の始期及び終期の年月日です。

## (2) 報告書：第二面〔建築士事務所の業務の実績〕

### ① 記載順序

記載順序は、「記入注意」にあるとおり、直近のものから順次、当該年度分を記載するものとし、記入例にならって記載してください。

### ② 記載すべき業務範囲

ア 記載すべき業務範囲は、法第23条に定める建築士事務所登録の必要な業務で建築士事務所として依頼を受けた（受託の契約をした）「建築物の設計」、「工事監理」「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査若しくは鑑定」及び「建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理」です。

○「建築物の設計」業務には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所から、下請業務として設計の一部を請け負った場合を含みます。（構造設計、意匠設計を受託する場合など）。

○「工事監理」業務については、工事監理のみの依頼を受けた場合は「工事監理」と、設計と併せて依頼を受けた場合は「設計・工事監理」と記載します。

また、「建築物の設計」と同様に元請建築士事務所から、下請業務として工事監理の一部を請け負った場合も記載してください。

○「建築工事契約に関する事務」業務、「建築工事の指導監督」業務は、通常工事監理業務と併せて建築主から依頼されて行われる業務であり、「工事監理」に含めて差し支えありません。なお、「建築工事の指導監督」業務とは、工事監理、建設業法上の施工管理又はいわゆる現場監督ではなく、建築工事について工事施工者に即した立場でなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督する業務です。

○「建築物に関する調査又は鑑定」には、特殊建築物の定期報告調査、建築物の用途上の適正判断、耐震診断のための現地調査などがあります。設計に付随して現地調査を行った場合は、「設計」に含めて差し支えありません。

なお、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、行うことができません。例えば、測量法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律等です。

○「建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理」業務としては建築確認申請手続きの代理業務が代表的業務であり、そのほかに許可申請業務（建築基準法第3章関係、都市計画法関係等）、各種届に関する業務（建築工事届、建築物除却届、尿尿浄化槽設置届等）などがある。

### ③ 各欄の記載方法等

ア 「建築物所在地都道府県名」欄

○建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県名のみを記載します。

イ 「建築物の用途」欄

○建築物の用途は、当該建物の建築確認申請書に記された（記される予定の）、あるいは、現に供している「用途」を記載します。附属建築物がある場合でも主たる用途のみを記載してください。（例：共同住宅・附属電気室・附属自転車置き場→共同住宅）。

#### ウ 「構造及び規模」欄

○構造及び規模は、当該建物の建築確認申請書に記された（記される予定の）、あるいは、現存の建築物の構造及び規模を記載します。

・木造（W）、鉄骨造（S）、鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）などで表記します。（略号記載可）

複合構造の場合は、主要（過半）構造を記載します。

・規模は、階数と延べ面積で表記します。地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」のように記載します。

・増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載します。

#### エ 「業務内容」欄

○業務内容は、「設計」「工事監理」「その他業務」の大区分を念頭に、具体的業務を記載します。

・「設計」の場合、新築設計にあつては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあつては、「増築設計」「改築設計」「耐震設計」等と記載します。

・設計と工事監理を併せて委託を受けた場合は「設計・工事監理」と記載し、工事監理のみの場合は「工事監理」と記載します。

・その他業務としては、「建築工事の指導監督」「定期報告調査・耐震診断」「確認代願、許可申請代願」などと記載します。

#### オ 「期間」欄

○期間は、建築主又は元請建築士事務所から委託を受けた契約期間を記載します。工期延期があつた場合は、実際に業務を完了した日となります。

なお、契約前の協議、調整、提案など準備行為は工期に含みません。

○業務が事業年度の切り替え時期をまたぐ場合は、「業務完了日」の属する事業年度分の実績として報告します。

### ④ 記載の具体的方法

#### ア 記載業務と記載方法の基本的考え方

設計、工事監理、その他業務等の委託を受ける場合、複数あるいは複合的な業務形態となる場合が多々あります。

そうした場合の記載単位の考え方は、次のとおりです。

契約単位 → 敷地単位 → 建築確認単位 → 建物単位

#### イ 具体的記載方法

○ 一件の受委託契約において複数の建築物の設計等を行った場合は、次のとおり記載します。

例1 一契約で、一団の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延 8,500 m <sup>2</sup> 地下1階 地上10階建	設計・工事監理	R 1.10.5 ～
		鉄筋コンクリート造 延 4,200 m <sup>2</sup> 地下1階 地上6階建	〃	
		鉄筋コンクリート造 4階建 延 2,000 m <sup>2</sup>	〃	R 2.9.30
		鉄骨造(駐車場棟) 3階建 延 1,500 m <sup>2</sup>	設 計	

※ 一群のマンションは、まとめて記載可。

小規模附属建築物は省略可（以下同）

② 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	工場	鉄骨造(工場棟) 2階建 延 12,000 m <sup>2</sup>	改築設計	R 1.5.15～
		木造(事務所棟) 2階建 延 280 m <sup>2</sup>	工事監理	R 1.11.30

※ 一事業所の複数建築物群は、まとめて記載可。

例2 一契約で、複数の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう一箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延 3,000 m <sup>2</sup>	設計・工事監理	R 1.5.15～ R 1.11.30
		鉄筋コンクリート造 3階建 延 900 m <sup>2</sup>		
千葉県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 延 8,500 m <sup>2</sup>	設計・工事監理	R 1.5.15～ R 1.11.30

※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記載。

一敷地のマンションは、まとめて記載可。

② 一箇所、一団の建売住宅地等に、木造2階建8棟を設計した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	戸建住宅	木造 2階建 100～135 m <sup>2</sup> 計 8棟	設 計	R 1.5.15～ R 1.11.30

※ 連続した一団の住宅地（連坦した区画など）での複数の木造2階建（在来、2×4、壁工法等）は、まとめて記載可。

③ 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建を3棟と5棟の設計及び代願した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	戸建住宅	木造 2階建 各 90～110 m <sup>2</sup>	設計・代願	R 1.5.15～

		計 3 棟		R 1.11.30
千葉県	戸建住宅	木造 2 階建 各 90~110 m <sup>2</sup> 計 5 棟	設計・代願	R 1.5.15~ R 1.11.30

※ 離れた住宅地での複数の木造 2 階建は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記載。

例 3 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造 2 階建、木造 3 階建、鉄骨造 3 階建を混合で設計監理した場合

(一箇所は、木造 2 階 1 棟、木造 3 階 2 棟、鉄骨造 3 階 2 棟

他の一箇所は、木造 2 階 2 棟、木造 3 階 3 棟、鉄骨造 2 階 5 棟)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	戸建住宅	木造 2 階建 100 m <sup>2</sup> 木造 3 階建 120~140m <sup>2</sup> 2 棟 鉄骨造 3 階 140~150m <sup>2</sup> 2 棟	設 計	R 1.5.15~ R 1.11.30
千葉県	戸建住宅	木造 2 階建 130 m <sup>2</sup> 2 棟 木造 3 階建 120~140m <sup>2</sup> 3 棟 鉄骨造 3 階 140~150m <sup>2</sup> 5 棟	設 計	R 1.5.15~ R 1.11.30

※ 離れた住宅地での複数の建築物の場合、①場所ごとで行を変える、②木造 2 階、木造 3 階、鉄骨は、構造ごとにまとめて記載可。

例 4 病院の増築設計と耐震診断・調査を行った場合

(増築は鉄骨 3 階建、増築面積 300 m<sup>2</sup>、調査は本館 R C 10,000 m<sup>2</sup>)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
千葉県	病 院	鉄骨造 3 階建 増築 300 m <sup>2</sup>	増築設計	R 2.2.15~ R 2.4.30
千葉県	病 院	鉄筋コンクリート 6 階建 10,000 m <sup>2</sup> (耐震診断・調査)	耐震診断・ 調査	R 2.2.15~ R 2.4.30

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記載。  
業務対象と内容が異なる場合は、2 行で記載。

**まとめでの記載が難しい場合は、建築物ごと(棟ごと)に記載してください。**

#### ⑤ 報告すべき業務実績が無い場合

ア 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が無い場合は、一行目の「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載します。

イ 業務実績が無い場合も、第二面は添付してください。

構造は主要部の構造を、  
増築改築は当該面積を表記

(第二面)

## 建築士事務所の業務の実績

増築、改築等が  
分かるように

記載順序  
等は、業  
務終了日  
を基準に  
表記を

[記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
- 2 [例]

都道府県  
名のみ

千葉県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建延500㎡ 設計及び  
工事管理 R2.6.1～  
R2.12.5

建築確認  
上の用途

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
千葉県	店舗併用 住宅	木造3階建 235㎡	設計・ 工事監理	R1.9.15～ R2.6.14
東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階建 延8,000㎡	設計・ 工事監理	R1.10.1～ R2.6.10
千葉県	病院	鉄骨造 4階建 延580㎡	増築設計・ 工事監理	R1.6.1～ R2.5.30
千葉県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 延4,000㎡	耐震調査 補強設計	R1.11.1～ R2.4.30
東京都	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 延7,600㎡	(大規模修 繕)設計工 事監理	R1.8.25～ R2.3.30
千葉県	住宅	木造 2階建 延90㎡	設計	R1.9.1～ R1.10.31

### (3) 報告書：第三面〔所属建築士名簿〕

#### ① 記載対象

当該事業年度に事務所に所属した全ての建築士を記載します。

事業年度途中退職の建築士にあつては、在職中の建築士と区別するために下欄に「H20. 8. 31 退職」等と記載してください。なお、事業年度途中で採用した場合や資格を取得した場合等は、その旨の記入は不要です。

なお、所属建築士名簿に記載すべき建築士の範囲は、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査・鑑定、建築に関する法令等に基づく手続きの代理について実務を行う建築士となります。これらの実務を全く行わず、例えば専ら施工に関する実務のみを行う建築士はこれに該当しません。

#### ② 各欄の記載事項

ア 「建築士としての登録番号」は、建築士免許証の登録番号を記載します。

イ 管理建築士である場合は「一級・二級・木造の別」欄の下段に「管理建築士」と記載します。

ウ 二級建築士及び木造建築士である場合は、免許を受けた道府県名を当該欄に記載します。

エ 「建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日」欄は、平成20年11月28日以降において、「建築士事務所に所属する建築士は(3年ごと)、講習を受けなければならないとして義務づけられた「所属建築士の定期講習」の受講年月日を記載します。未受講の場合は、「未」と記載してください。

※第1回目の定期講習は平成24年3月31日までに受講してください。

オ 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士である場合はその旨及びその者の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付番号をそれぞれの欄に記載します。また、「建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日」欄には、平成20年11月28日以降において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が3年ごとに受けなければならない定期講習の受講年月日を記載します。未受講の場合は、「未」と記載してください。なお、この講習は、法第10条の2の構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証を取得するための講習とは別のものです。

(第三面)

### 所属建築士名簿

H20年11月28日以降は義務化の定期講習受講年月日を記入

H20年11月28日以降は義務化の定期講習受講年月日を記入

H20年11月28日以降は構造・設備設計一級建築士も記入

氏名	一級、二級、木造建築士の別、管理建築士である場合にあつてはその旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
千葉太郎	一級 管理建築士	123456	—	未			
市川次郎	一級	234567	—	H24. 4.10	構造設計一級建築士	123	未
船橋三郎 (平成21年1月30日退職)	二級	22334	千葉県	未			
松戸四郎	二級	23534	東京都	未			

年度途中の退職、採用を含む

年度内のそれぞれの延べ人数

計

一級建築士	2名
二級建築士	2名
木造建築士	0名
構造設計一級建築士	1名
設備設計一級建築士	0名

#### (4) 報告書：第四面〔所属建築士の業務の実績〕

##### ① 記載すべき実績の範囲

ア この様式は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの建築士ごとの業務実績を記載するものです。

従って、第二面の「建築士事務所の業務の実績」に記載した業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記載する必要があります。

イ 建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件は無論、当該設計に関与した「その他の設計者」として名を連ねている建築士も、この建築士別の業務実績を記載します。

ウ 業務内容の記載方法は第二面にならってください。

なお、所属建築士は管理建築士講習（士法第24条第2項）の受講資格の実務経験を明らかにするためにも個別に関与した業務を記載してください。

##### ② 各欄の記載事項

ア 記入方法は、所属建築士ごとに、当該事務所におけるものに限って、直近のものから順次記載します。

イ 一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、ABCそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記載し、「業務内容」欄へ「設計及び工事監理（構造）」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を（ ）書きで記載します。

ウ 意匠設計等を分けて行った場合は、それぞれの担当した作成図書名を記載してください。〔例：意匠設計（配置図・平面図）、意匠設計（立面図・断面図）〕

エ 「建築物の所在地」から「期間」までの各項目の記入方法は、第二面の「建築士事務所の業務の実績」と同じです。

オ 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が無い場合は、所属建築士の氏名のみ記載し、「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載する。

（業務実績が無い場合も、第四面は添付してください。）

(第四面)

### 所属建築士の業務の実績

建築士  
ごとの  
案件順  
記載

業務分担した場合の  
形態が分かるように

千葉太郎 千葉県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建延500㎡ 設計及び工事管理 R2.6.1～R2.12.5

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
千葉 太郎	東京都	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階 延 8,000 ㎡	設計・監理(総括)	R1.10.1～ R2.6.10
千葉 太郎	千葉県	病院	鉄骨造 4階建 延 580 ㎡	増築設計・ 工事監理	R1.6.1～ R2.5.30
千葉 太郎	千葉県	店舗併用住宅	木造3階建 235 ㎡	設計・ 工事監理	R1.9.15～ R2.6.14
市川 次郎	東京都	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階 延 8,000 ㎡	設計及び工事監理(構造)	R1.10.1～ R2.6.10
市川 次郎	千葉県	中学校	RC造 4階建 延 4,000 ㎡	補強設計	R1.11.1～ R2.4.30
市川 次郎	東京都	事務所	SRC造 地上5階 延 7,600 ㎡	(大規模修繕)設計 工事監理	R1.8.25～ R2.3.30
船橋 三郎	千葉県	中学校	RC造 4階建 延 4,000 ㎡	耐震調査	R1.11.1～ R1.11.30
船橋 三郎	千葉県	住宅	木造 2階建 延 90 ㎡	設計	R1.9.1～ R1.10.31
松戸 四郎	業務実績無し				

(5) 報告書：第五面〔管理建築士による意見の概要〕

ア 管理建築士が事務所開設者へ意見を述べた場合は、当該事業年度の直近のものから、順次その意見の概要を記載する。

イ 管理建築士と開設者が同一の場合は、管理建築士の氏名のみ記載し、「意見の概要」欄に「開設者と同一のため該当無し」と記載する。

（該当が無い場合でも、第五面は添付してください。）

(第五面)

## 管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見 の概要	当該意見が述べられた日
千葉 太郎	所属建築士の定期講習が建築士法改正により義務化されるので、業務に支障が出ないように3年間で順番に受講できるように意見を述べた。	R1. 11. 28
	〇〇開発からこれまで一括で委託を受けていたマンションの設計については、法改正によりできなくなるので意匠設計のみを受けるよう意見を述べた。	R1. 11. 25
	××設備事務所にこれまで設備設計を委託していたが、設備設計一級建築士が所属する〇〇設備事務所に変更するよう意見を述べた。	R1. 11. 20
	今回依頼を受けた〇〇氏の住宅については二級建築士である松戸四郎を主任にするよう意見を述べた。	R1. 10. 31
	今回依頼を受けた〇〇病院の増築設計については、既存遡及の設計も行わなければならないので十分な委託期間をとるよう意見を述べた。	R1. 9. 1
	今回依頼を受けた〇〇ビルは省エネルギー計画書の提出が義務づけられているので、計画書の作成を〇〇設備事務所に委託するよう意見を述べた。	R1. 8. 15

## 7 報告書の提出方法

### (1) 提出先

提出先
公益社団法人千葉県建築士事務所協会 〒260-0012 千葉県千葉市中央区本町 2-1-16 第一生命ビル 2F TEL 043-224-1640 / FAX 043-205-4732

※平成26年10月より千葉県建築士事務所協会において、千葉県内に所在するすべての建築士事務所の業務報告書を受付することとしました。

なお、県庁建築指導課及び建築士事務所の所在地を所管する県の出先土木事務所（建築担当課）も従来どおり業務報告書を受付することができます。（次頁の「設計等の業務に関する報告書提出先一覧」参照）

### (2) 提出方法

所定の様式に記入し、上記の提出先に持参又は郵送で提出してください。

部数は1部ですが、控えが必要な方は2部提出していただければ、受付印を押印して1部お返しします。なお、郵送で提出し控えが必要な方は、返信用封筒（宛先記入のもの）及び切手を同封してください。

## 設計等の業務に関する報告書提出先一覧

平成 26 年 10 月 1 日現在

提 出 先	所在地・電話番号	所 管 区 域
公益社団法人 千葉県建築士事務所 協会	〒260-0012 千葉県千葉市中央区本町 2-1-16 第一生命ビル 2F 043-224-1640	千葉県内の全ての市町村

(以下の出先機関等でも受付することができます)

提 出 先	所在地・電話番号	所 管 区 域
県庁建築指導課 建築指導室	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 043 (223) 3182・3183	千葉市・習志野市・八千代市・ 市川市・船橋市・浦安市
柏土木事務所 建築宅地課	〒277-0005 柏市柏 7 4 5 04 (7167) 1371	松戸市・野田市・柏 市・流山市・ 我孫子市・鎌ヶ谷市
市原土木事務所 総 務 課	〒290-0067 市原市八幡海岸通 1969 0436 (41) 1300	市原市
印旛土木事務所 建 築 課	〒285-0026 佐倉市鐫木仲田町 8 - 1 043 (483) 1141	佐倉市・四街道市・八街市・印 西市・白井市・印旛郡
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部 3 - 3 - 2 0476 (26) 4854	成田市・富里市・山武郡芝山町・ 香取郡多古町
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ 1 2 6 - 6 0478 (52) 5554	香取市・香取郡神崎町・東庄町
海匝土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1999 0479 (72) 1172	銚子市・旭市・匝瑳市
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿 1 7 - 6 0475 (54) 1133	東金市・山武市・大網白里市・ 九十九里町・横芝光町
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原 1102- 1 0475 (24) 4286	茂原市・長生郡
夷隅土木事務所 建築宅地課	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1 0470 (62) 3315	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
安房土木事務所 建築宅地課	〒294-0045 館山市北条 4 0 2 - 1 0470 (22) 4340	館山市・鴨川市・南房総市 ・安房郡鋸南町
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34 0438 (25) 5137	木更津市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

千葉県知事殿

年 月 日

（ ）建築士事務所 千葉県知事登録第 - - 号

事務所名称

所在地

電話 ( )

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告事業年度	年度分
始 期	年 月 日 ~
終 期	年 月 日



(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級、二級、木造建築士の別、管理の建築士である場合の旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計		一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名			



(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日